## 指 名 停 止 情 報

西武建設株式会社 埼玉県所沢市くすのき台1-11-1

上記の有資格者について、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号の措置 要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行った。

記

1 指名停止の期間 令和5年10月5日 ~ 令和6年2月4日(4ヶ月間)

## 2 指名停止の理由

西武建設株式会社は、令和5年7月21日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長から監督処分(営業停止45日間)を受けた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第13号(建設業法違反行為)に該当するため。